

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>所属は、住居変更時に伴い通勤届を提出した職員の届出内容が適正であるにもかかわらず、認定を誤ったために通勤手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="483 510 1653 667"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>通勤届</th> <th>通勤手当 認定額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年8月から令和元年9月まで</td> <td>239,980円</td> <td>211,980円</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額	平成30年8月から令和元年9月まで	239,980円	211,980円	28,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>当該職員に対し状況を説明するとともに、速やかに追給を行った。          今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額								
平成30年8月から令和元年9月まで	239,980円	211,980円	28,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）